東京都北区雨水貯留槽設置助成交付要綱

22 北ま道第 4070 号
平成 23 年 2 月 24 日
28 北土道第 1824 号
平成 28 年 4 月 1 日
3 北土道第 2303 号
令和 3 年 12 月 21 日
5 北土道 2656 号
改正　　令和 6 年 1 月 16 日

（目的）

第１条　この要綱は、総合的な水害対策の一環として、都市型水害の雨水流出抑制を図り、浸水被害の防止又は軽減を図るため雨水貯留槽の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「雨水貯留槽設置工事」という。）に対して、区がその工事に要する経費の一部を助成することを目的とする。

（適用区域）

第２条　この要綱は北区の全域において適用するものとする。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、「雨水貯留槽」とは、建築物の屋根に降った雨水を一時的に貯めるタンクをいう。ただし、防火用水などの長期間にわたり雨水を貯留させるもの及び仮設建築物に係るものを除く。

２　この要綱で「関連工事」とは雨水貯留槽を建築物の屋根からの排水管に接続する工事をいう。

（助成対象者）

第４条　助成対象者は、北区内に住宅を所有する個人とする。

ただし、次に掲げる者は交付金の助成対象としない。

（１）法令、条例又は要綱により雨水貯留槽の設置を義務付けられている者

（２）この要綱による雨水貯留槽設置助成金を既に受けた者

（３）売買等を目的とした建物に雨水貯留槽を設置しようとする者。

（助成金の交付額）

第５条 助成金の交付額は、予算の範囲内において雨水貯留槽設置工事（消費税込）の 2 分の１の額とし、１台につき２万円５千円を限度とし、100 円未満は切り捨てるものとする。ただし、設置対象台数は２台までとする。

（交付申請）

第６条　この要綱による助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留槽を設置する前に、雨水貯留槽設置助成金交付申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

（１）設置箇所案内図、設置予定位置図及び写真
（２）雨水貯留槽の有効貯留量、形状等の仕様が明示されている図面類
（３）雨水貯留槽設置工事の見積書（写し）
（４）その他区長が必要と認める書類

２　代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか委任状（別記第２号様式）を添付しなければならない。

（交付決定）

第７条　区長は、前条の申請があったときは、書類を審査し、助成金を交付することを適当と認めたときは、雨水貯留槽設置助成金交付決定通知書（別記第３号様式。以下「交付決定通知」という）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは雨水貯留槽設置助成金不交付決定通知書（別記第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　区長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（工事完了届）

第８条　前条第１項の規定により交付決定通知を受けた者は、この要綱に基づき助成金の交付が決定された設置工事が完了したときは雨水貯留槽設置工事完了届（別記第５号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

（１）雨水貯留槽設置写真
（２）雨水貯留槽設置工事の領収書の写し
（３）その他区長が必要と認めた書類

（助成金の額の確定及び通知）

第９条　区長は、前条の規定により完了届の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに現地確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、雨水貯留槽設置助成金確定通知書（別記第６号様式。以下「助成金確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第１０条　前条の規定により助成金確定通知を受けた者は、雨水貯留槽設置助成金請求書（別記第７号様式）により区長に助成金の交付を請求できるものとする。

２　区長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還等）

第１１条　区長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において既に助成金を

交付しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。
（１）虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
（２）助成金を助成工事以外の用途に使用したとき。
（３）前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

（委任）
第１２条　この要綱の実施のため必要な事項は、土木部長が別に定める。

付　則
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
不　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
不　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。